

マンション購入後改装工事され、その工事費をローン減税に使いたい場合は、ご利用ください。

増改築等工事証明書の発行（書類審査で済む場合3.8万+消費税、現地調査が必要な場合6.0万+消費税）

購入後改装工事をされ、その工事費をローン減税の購入費に上乗せしたい場合は、

建築設計事務所登録した事務所の所属の一級建築士の証明が必要です。必要な場合は声掛けをお願いします。

概略ですが、300万の工事費として10年間で約25万円のローン減税になります。（毎年のローン残高の1%の10年分）

増改築等工事証明書（住宅ローン減税・10年間の控除）のお得さをご存知ですか。

## 増改築等工事等証明（住宅ローン減税・10年間の控除）は

まず **格設計 一級建築士事務所** に  
ご相談下さい。



カク セッケイ

**格 設計**（一級建築士事務所）

で『増改築等工事等証明書』を作成します。  
料金

☆ **マンション 第2号工事（流し入替、UB入替、床の張替、  
間仕切壁の変更等） 38000円+消費税**

（必要書類、着工前竣工後の写真等が整理されている場合。）

書類不足等による現地調査等が必要な場合 60000円+消費税

☆ **戸建住宅 第3号工事（流し入替、UB入替、床の張替、  
間仕切壁の変更等） 55000円+消費税**

（必要書類、着工前竣工後の写真等が整理されている場合。）

書類不足等による現地調査等が必要な場合 85000円+消費税

第1号工事（構造変更を含む工事） 第4号工事（耐震改修工事） 第5号工事（バリアフリー改修工事）

第6号工事（省エネ改修工事）は建物ごとの見積になります。

### 必要書類

建物の登記簿謄本 工事契約書、最終支払い金額（領収書等）、工事報告書、着工前の写真、  
リフォーム後の写真、変更部の解る平面図（変更前の平面図、変更後の平面図等）

まずは **お電話か FAX メール** でご連絡下さい。

その他 下記業務 もやっております。お気軽に声を掛けてください。

☆フラット35適合証明書作成（中古マンションのみ）

カク セッケイ

**格 設計**（一級建築士事務所）

代表/一級建築士・宅地建物取引主任者

ツボタ ヨシヒロ

坪田 宜博

住所 〒 545-0013

大阪市阿倍野区长池町2丁目9-601

電話 06-6627-6100（不在時留守録対応）

FAX 06-6627-6101（24時間受付）

E-mail [tubota@kaku-s.com](mailto:tubota@kaku-s.com)

HP <http://www.kaku-s.com>

